

PL法に対応した商工3団体による中小企業会員のための全国制度

— 中小企業のための専用商品設計による割安な保険料 —



中小企業

「もしも」のPL事故に備える保険

PL

保険制度

約1万件
の支払実績!!

これであなたも
安心です!!

(中小企業製造物責任制度対策協議会
生産物特約条項付帯 生産物賠償責任保険)

改正消費生活用
製品安全法に対応して
「リコール費用」担保特約
も開発!!

○リコール費用担保特約は食品等消費生活用
製品安全法対象外製品についても対応!!

本制度に加入できる方は、**中小企業基本法**に定められている**中小企業者**のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入出来ませんのでご注意ください。

※LPガス販売、旅館経営、航空機(部品)製造、専門職業(税理士、薬局、書店など)等の方は、別に専用の保険が用意されておりますので、本制度の対象にはなりません。
※医薬品・生薬・漢方薬製造・工事業等を行っている会員企業様は「リコール費用担保特約」を付帯できません。詳細は中小企業PL保険制度料率表をご参照ください。
※中小企業等協同組合法に規定する組合については、保険会社までお問い合わせください。

**新規
更改**

振込期間 >> 2008年4月1日～5月30日
加入期間 >> 2008年7月1日 午後4時～
2009年7月1日 午後4時

**中途
加入**

振込期間 >> 毎月1日～末日(6月以降)
加入期間 >> 振込月の翌々月1日 午前0時～
2009年7月1日 午後4時

**PL保険
とは?**

本制度に加入した中小企業会員の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いいたします。

中小企業製造物責任制度対策協議会
日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

中小企業PL保険

PL保険制度 (中小企業製造物責任制度対策協議会) 生産物特約条項付帯 生産物賠償責任保険

中小企業PL保険制度は、PL（製造物責任）法施行時に開発した
商工3団体による中小企業会員のための全国制度です。中小企業
のための専用商品設計による割安な保険料を実現しています。
制度発足（'95. 7. 1）以来約1万件のお支払実績があります。

1. 保険金をお支払する場合

・本制度に加入した中小企業の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故（以下「PL事故」といいます。）が**溯及日**（本制度に最初に参加した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日）以降に発生し、皆さまが加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いたします。

※本制度は、PL事故において、PL法に限らず民法上の賠償責任など、法律上の賠償責任を幅広く補償します。


2. PL保険制度の事故例

製造業 被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。




損害額
約6,700万円

製造業 被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。




損害額
約300万円

工事業 被保険者が請け負った防水工事の施工後、雨水が建物内に漏水し、内装設備等を汚損させた。



損害額
約1,900万円

請負業 被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。




損害額
約4,000万円

卸売業 被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。



損害額
約300万円

飲食業 被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。



損害額
約1,400万円

- ★「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、約半数が請負業・販売業における事故です。
- ★請負業・販売業はPL法の対象とはなりません。人身事故や物損事故が発生した場合、民法により損害賠償責任を負うことになります。この場合も、「中小企業PL保険制度」により補償されます。
- ★請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってPL保険への加入が必要です。

3. ご加入タイプ (次の4タイプからお選びください。)

タイプ	S 型	A 型	B 型	C 型
てん補償限度額 <small>（賠償上限、自己負担あり）</small>	5,000万円	1億円	2億円	3億円
自己負担額 <small>（請求額あたり）</small>	3万円			

※「食中毒・特定感染症利益担保特約」のご案内：飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒・特定感染症の発生により営業が休止又は阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒・特定感染症利益担保特約」をご契約することができます。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

制度の2つの柱

リコール費用担保特約（任意加入）

2007年5月に施行された改正消費生活用製品安全法により、製品の不具合による重大製品事故が発生した場合、経済産業省への報告が義務付けられました。07年12月現在、毎月100件を超えるペースで報告が寄せられており、製品事故やリコールに対する関心の高まりから、今後、企業における対応が一層重要になります。

1. 保険金をお支払する場合

・本特約に加入した中小企業者の皆様が製造・販売した製品の欠陥が原因で、下記(a)～(d)の事故が実際に発生した場合に、皆様が被害拡大の防止を目的として当該製品の回収、検査、修理等の措置（リコール）を実施することによって支出する費用損害に対して、支払い限度額の範囲内で保険金をお支払いします。皆様の製品の供給先の事業者がリコールを実施し、当該費用を求償された場合も補償の対象となります。

(a)死亡・後遺障害 (b)治療に要する期間が30日以上となる障害・疾病 (c)一酸化炭素中毒
(d)火災による財物の焼損

ただし、保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①リコール実施決定の通知を、保険期間中にすみやかに保険会社にご連絡をいただくこと
- ②リコールの対象となる製品が日本国内に存在すること
- ③法令の規定に基づき事故の発生を行政庁に報告していること、または行政庁によりリコールを命じられていること

※通知前に支出した費用については、保険金支払の対象となりませんのでご注意ください。

- ・リコール費用担保特約は、製品を製造・販売した日にかかわらず、**遡及日（本特約に最初に加入した日。一度本特約を削除した場合は、再度付帯をした日）以降に加入者の占有から離れたもののみが保険金の支払いの対象になります。**（遡及日以前に出荷流通している製品に関する事故や支出費用は対象となりませんのでご注意ください）
- ・最終製品製造・販売業者からリコール費用を求償された場合も保険金支払いの対象になります。

（ご参考1）

07年5月に施行された改正消費生活用製品安全法（以下消安法）により、

- ①製品の不具合による重大製品事故（死亡事故、重傷事故、一酸化炭素中毒、火災）が発生した場合には、事故発生を知った日から10日以内に経済産業省へ報告を行うことと義務付けられています（製造業者、輸入業者が対象）。
- ②報告受付後、事故の概要が主務大臣により公表されます。さらに重大な危害の拡大防止などの観点から、必要がある場合には、詳細な情報に加えて再発防止策などを含めて公表されます。
- ③その後、報告・立入検査を行い、危害の発生、拡大を防止するため必要があると認めるときは、製品回収などの危害防止命令を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動します。

（ご参考2）

【消安法改正対応ご案内サービス】

中小企業PL保険制度に加入されている方を対象に、①消安法改正の内容、②経済産業省への報告期限のご案内、③経済産業省への報告窓口のご案内、④経済産業省への報告フォームのご案内など、消安法改正に関するご不明な点に無料でご案内を致します。

2. リコールが発生し、社告を行った事例

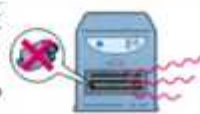
- 液晶テレビのトランス回路の不具合が原因で、漏電による火災が発生した。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。



- 魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。



- ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者がでた。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。



3. ご加入タイプ

PL保険制度のご加入タイプにかかわらず、本特約のご契約タイプは次のとおりとなります。
保険期間中の支払限度額：3000万円（縮小てん補割合 90%） 自己負担額：なし

加入手続きのご案内

1 中小企業PL保険制度に加入できる方

この保険契約は3団体を保険契約者とし、3団体傘下団体の中小企業会員の皆様が被保険者とする生産物賠償責任保険団体契約となり、保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は3団体が有します。

本制度に加入できる方は、**中小企業基本法**に定められている**中小企業者**(注1)のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体(注2)に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入出来ませんのでご注意ください。

(注1)	資本金	従業員数	(注2)
小売業	5,000万円以下 または	50人以下	全国各地の商工会議所、 商工会、中小企業団体 中央会傘下の協同組合 等
サービス業	5,000万円以下 または	100人以下	
卸売業	1億円以下 または	100人以下	
製造業その他	3億円以下 または	300人以下	

- ご注意■
- ※ L.Pガス販売、旅館経営、航空機(部品)製造、専門職業人(税理士、薬局、書店等)等の方は、別に専用の保険が用意されており、本制度の対象にはなりません。
 - ※ 医薬品・生薬・漢方薬製造・工業業等を行っている会員企業様は「リコール費用担保特約」を付帯できません。詳細は中小企業PL保険制度料率表をご参照ください。
 - ※ 中小企業等協同組合法に規定する組合については、保険会社までお問い合わせください。

2 2008年度募集期間加入期間

	募集期間	保険料振込締切	加入期間
新規加入 更改加入	2008年4月1日から 2008年5月30日まで	2008.5/30(金)	2008年7月1日午後4時から 2009年7月1日午後4時まで
中途加入	2008年6月1日以降	毎月末日 (※)	保険料振込月の翌々月の1日午前0時から 2009年7月1日午後4時まで

5月30日までに保険料のお振込み(郵便局の受付局日附印が5月30日まで)があった場合に、7月1日からの加入期間となります。

※土・日・祝日の場合はその前日

3 保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高または領収金」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。前述の3点を募集代理店又は引受保険会社にお伝え頂ければ貴社の保険料を算出致します。
(注) 前年度売上高(または領収金)とは、加入申込時に把握可能な直近の会計年度1年間の売上高(または領収金)をいいます。

4 ご加入タイプ

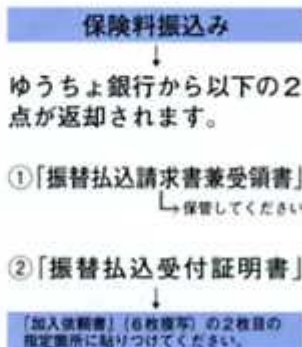
ご加入タイプについては、PL保険制度は1ページの「3.ご加入タイプ」を、リコール費用担保特約については、2ページの「3.ご加入タイプ」を各々ご参照ください。

5 加入の手続き

- 1 所定の「振替用紙」に払込人住所氏名、金額(保険料)のほか必要事項をご記入ください。(必ず所属団体用の振替用紙をご使用ください。)

注意 所属団体ごとに、振替用紙が別になっています。
 区別を明らかにするため、用紙のタイトルが色分けされています。
 (日本商工会議所 → 青色)
 (全国商工会連合会 → 緑色)
 (全国中小企業団体中央会 → ローズ色)

全国商工会議所PL団体保険制度(中堅・大企業向)の振替用紙はご使用になれませんのでご注意ください。



- 2 ご記入された「振替用紙」を使用し、最寄りの郵便局窓口から保険料をお振り込みください。(払込手数料は払込人負担となっておりますのでご注意ください。)
07年1月から、金融機関での10万円を超える振込み時には本人確認(登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示)が求められることになりました。これに伴い、本保険制度につきましても、お振込みいただく保険料が10万円を超える場合には、窓口で本人確認が求められます。
本保険制度の保険料をお振込みいただく際は、ご面倒をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程、宜しくお願いたします。
- 3 加入依頼書に必要事項をご記入・押印の上、6枚目(加入者控)をはずし、速やかに、募集代理店にご提出ください。
■「加入依頼書」を提出される前に次の点をご確認ください■
 ・2枚目に「振替払込受付証明書」が貼付されていますか?
 ・1・2枚目とも加入者印が押印されていますか?
 ・所属団体名が正しく記入されていますか?

本年度の保険料振込締切り

新規・更改加入の場合

5月30日(金)

7月1日からの加入となります。

中途加入の場合

6月以降毎月末日

(土・日・祝日の場合はその前日)
振込月の翌々月1日からの加入となります。

補償内容の詳細

1. PL保険制度

(1)お支払いする保険金・保険金お支払い方法

以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

- ①法律上、被害者に支払うべき損害賠償金
- ②万一訴訟になった場合の弁護士費用などの争訟費用
- ③被害者に対する応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
- ④引受保険会社の求めに応じて、その協力のために加入者が支出した費用
- ⑤他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用
- ⑥損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用

<保険金のお支払方法>

- ・①③⑤⑥は、①③⑤⑥の損害額の合計から免責金額（自己負担額）を控除しててん補限度額を限度にお支払いします。
- ・②④は、実額をお支払いします。ただし、②について損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償請求金に対する割合によってお支払いします。

※保険金のお支払にあたっては、示談金額、その他費用につき保険会社の承認が必要となりますので、事前に保険会社にご相談下さい。

(2)保険金のお支払いの対象とならない主な場合

次の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・契約者・被保険者の故意
 - ・戦争、変乱、労働争議、暴動や地震、噴火、洪水、津波など天災
 - ・他人との特別の約定により加重された責任
 - ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任
 - ・排水、排気（煙を含みます）に起因する賠償責任
 - ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
 - ・製造、販売した製品自体を修理・取替える費用や行った仕事の目的物自体を補修する費用（他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生した場合を含みます。）
 - ・製品のリコール費用（リコール費用担保特約で対応いたします）
 - ・日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求
 - ・事故の拡大および発生防止義務に違反した場合
 - ・遡及日（被保険者ごとに本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日）以前に発生したPL事故
 - ・製品の効能が発揮できなかったことに起因する損害賠償責任（医薬品等（注）、健康食品、農業）など
 - ・他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生せず、経済損害のみが発生した事故等
 - ・他人の生命や身体を害するような人身事故が発生しない精神的被害など
- （注）医薬品等については、この他にも特有の免責がございます。詳細は募集代理店または引受保険会社にご相談ください。

2. リコール費用担保特約（任意加入）

(1)お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、製品のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、保険会社

- が通知を受けた日から1年以内に発生した費用にかぎり、
 - (a)新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
 - (b)電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費および封筒代を含みます）
 - (c)回収生産物かどうかまたはかしの有無について確認するための費用
 - (d)回収生産物または代替品の輸送費用
 - (e)回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
 - (f)回収などの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分（回収生産物の修理または代替品の製造・仕入に係るものは除きます。）
 - (g)回収などの実施により生じる出張費および宿泊費など（回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入に係るものを除きます。）
 - (h)回収生産物の廃棄費用
- ※製品の修理費用、代替品の製造・仕入費用、お客様への返金費用は対象となりませんのでご注意ください。

<保険金のお支払方法>

お支払する保険金の額は、次の算式によります。

お支払する保険金の額＝損害の額×縮小てん補割合（90%）

(2)保険金のお支払いの対象とならない主な場合

次の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生
 - ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
 - ・脅迫行為または加害行為
 - ・生産物の自然の消耗、摩滅、かび、むれ、腐敗、変色その他類似の事由
 - ・保存期間または有効期間を設定して販売された生産物について当該期間経過後に生じた品質劣化など
 - ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ・生産物の修理または代替品のかし
 - ・保険料領収前にリコール実施の決定が行われたとき
 - ・保険契約者、被保険者が保険料領収前に事故の発生を知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるとき
 - ・保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の初日より前に事故の発生を知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるとき
- 詳細は約款の免責事由をご覧ください。

■ご注意■

(1) 保険証券総てん補限度額の設定

- ・本制度においては、加入者の個々のお支払い限度額とは別に、加入者数に応じて契約全体でのお支払い限度額（保険証券総てん補限度額）が、200億円を下限とし、「加入者数×1億円×（0.5%～2.0%）」で設定されます。
 - ・お支払いした保険金の額が、保険証券総てん補限度額に達したときは、以後一切の保険金をお支払いすることができなくなりますのでご注意ください。（リコール費用担保特約に基づく保険金は除きます）
 - ・なお、保険金は加入者の損害（賠償金、争訟費用等）が確定し、保険会社に対して保険金請求の手続きをとった順に支払われます。
- ※上記「1. PL保険制度(1)お支払いする保険金・保険金お支払い方法」の①③⑤⑥の損害額の合計をいいます。

(2) 次年度以降の保険料の調整

- ・本保険制度全体の実績により、次年度以降、保険料の調整が行われることがあります。

加入件数の多い40業種の料率表(例)

※下記の料率表は一例ですのでご加入の際は専用の料率表でご確認ください。

■業種別料率表(例) (売上高100万円あたり)

リスク区分コード	業種	S型 5,000万円	A型 1億円	B型 2億円	C型 3億円	リコール 料率
31	繊維、皮革、同製品製造	74	95	124	144	17
58	食料、飲料品販売	83	107	140	164	22
01	農林畜水産業、農林畜水産食品製造	87	112	145	169	48
52	飲食店	415	548	724	854	102
0H	その他の食品(他に分類されない食品)製造	259	338	444	521	48
62	家具、衣類、文房具、食器、荒物、時計、楽器、その他雑貨品販売	97	124	161	187	52
DC	その他の鉄鋼、非鉄金属、同製品製造	84	101	123	138	62
71	大工工事、住宅内装工事、家具修理	179	211	251	279	—
J9	その他の機械・器具製造	354	435	539	613	67
30	家具製造	103	133	172	200	108
05	パン、菓子類製造(除く製造小売)	241	317	419	493	48
B7	プラスチック・ゴム製品製造	189	241	308	357	168
72	ビル建設(含む増改築)、ビル内装工事、屋内電気配線工事、昇降機設置・修理	349	421	511	574	—
53	パン、菓子製造小売	618	826	1,103	1,308	22
54	弁当、仕出し、給食、料理品製造小売	764	1,023	1,368	1,623	22
A1	木材林業、木材、木製品製造	84	101	123	138	72
G2	生活用品(文房具、食器、時計、その他の身の回り品)製造	48	62	80	93	108
33	パルプ、紙、紙製品製造	34	42	52	59	67
7A	自動車・自動二輪車等整備・修理	1,016	1,221	1,477	1,656	—
27	刃物・大工道具・農機具(除く動力付きのもの)製造	471	605	780	908	131
14	ガラス、同製品、陶磁器製造	132	173	227	267	97
1A	建築材料製造	134	164	201	228	97
73	スプリンクラー、給排水管設置・修理	837	1,009	1,226	1,377	—
7C	道路工事、上下水道工事、橋梁工事、地下鉄等地下工事、道路舗装および軌道敷設工事、鉄道新設工事、道路・鉄道等の改修・復旧または維持	671	835	1,046	1,197	—
63	デパート、スーパーマーケット	68	87	112	129	52
7B	その他の機械類設置・整備・修理	1,016	1,221	1,477	1,656	—
E4	電子部品、デバイス製造	244	311	399	462	43
F2	自動車・自動二輪車用駆動・制動部品製造	415	551	733	867	270
0C	調味料(除く単体調味料、塩類、糖類)製造	581	773	1,029	1,218	48
0A	肉、魚等練り製品製造	581	773	1,029	1,218	48
G1	貴金属製品製造	16	21	27	31	67
H9	その他の産業用加工・工作機械製造	547	721	952	1,123	150
0D	弁当、惣菜製造(除く弁当・仕出し等製造小売)	581	773	1,029	1,218	48
32	靴、履物製造	202	268	354	418	67
C1	窯業、土石製品、研磨剤製造	123	158	203	236	97
G4	看板、標識等製造	77	93	112	126	67
D1	釘、ボルト、ナット、リベット、ねじ等製造	42	50	61	69	62
H2	金属加工・工作機械、プラスチック加工機械製造	547	721	952	1,123	150
28	運動用品製造	803	1,073	1,431	1,696	108
BF	その他の化学製品製造	433	549	699	808	168

※「—」は、リコール特約の引受対象外の業種となっております。

〈ご参考〉保険料計算シート「保険料のお見積り」

保険料の詳細は、募集代理店または、引受保険会社にお問い合わせください。(計算ソフト等を用いて詳細のご案内を致します。)

■ 売上高

前年度売上高が2億円超の事業者の場合、保険料が割安になりますので、下の算式の中から該当するものを選び保険料算出用売上高を計算してください。(注1:前年度売上高〔又は領収金〕とは、加入申込時に把握可能な直近の会計年度1年間の売上高〔又は領収金〕をいいます。)
(注2:過少申告を行った場合、その不足する割合により支払い保険金が削減されます。)

貴社の前年度売上高

百万円

(百万円以上は百万円単位に四捨五入、百万円未満は百万円に切上、小数点不可)

該当する計算式で計算してください。

前年度売上高	前年度売上高	前年度売上高
1 2億円以下	0.55 ×	百万円
2 2億円を超え 5億円以下	0.55 ×	百万円 + 90 百万円
3 5億円を超え 10億円以下	0.31 ×	百万円 + 210 百万円
4 10億円を超え 30億円以下	0.26 ×	百万円 + 260 百万円
5 30億円を超え 80億円以下	0.14 ×	百万円 + 620 百万円
6 80億円を超え 200億円以下	0.10 ×	百万円 + 940 百万円
7 200億円超	×	百万円 + 百万円

計算結果

①保険料算出用売上高

百万円

(百万円単位に四捨五入、小数点不可)

■ 加入期間

加入期間は保険料振込月の翌々月の1日からとなります。下表にて加入期間をご確認ください。

保険料振込月	加入期間	保険料振込月	加入期間	保険料振込月	加入期間
2008年4~5月	12ヶ月	2008年9月	8ヶ月	2009年1月	4ヶ月
◇ 6月	11ヶ月	◇ 10月	7ヶ月	◇ 2月	3ヶ月
◇ 7月	10ヶ月	◇ 11月	6ヶ月	◇ 3月	2ヶ月
◇ 8月	9ヶ月	◇ 12月	5ヶ月	◇ 4月	1ヶ月

年 月に振込する場合

④加入期間

ヶ月間

■ PL保険料のお見積り

①保険料算出用売上高 (百万円) × ②適用料率 × ③全体調整率 × ④加入期間 =

×

S型	<input type="text"/>
A型	<input type="text"/>
B型	<input type="text"/>
C型	<input type="text"/>

 × 1.0 × ヶ月 / 12ヶ月 =

貴社の業種に該当するリスク区分コードの料率を転記してください。左表に該当する業種が無い場合には募集代理店にお問い合わせください。

リスク区分コード

※本年度の契約の全体調整率は1.0です。加入依頼書の保険料計算式の「全体調整率」欄に転記してください。

保険料のお見積り額

S型 (対人・対物共通で補限度額5,000万円、自己負担額3万円) 円

A型 (対人・対物共通で補限度額1億円、自己負担額3万円) 円

B型 (対人・対物共通で補限度額2億円、自己負担額3万円) 円

C型 (対人・対物共通で補限度額3億円、自己負担額3万円) 円

(10円未満四捨五入・1円単位不可)

■ リコール費用担保特約のお見積り

①保険料算出用売上高 (百万円) × ②適用料率 × ③加入期間 =

× × ヶ月 / 12ヶ月 = 円

支払い限度額 (保険期間中) 3,000万円

(10円未満四捨五入・1円単位不可)

(注) 事業を開始してから1年未満または決算期の変更により、加入申込時において、売上高または領収金を把握できる期間が1年に満たない場合等については、保険期間中の見込みの売上高または領収金により保険料を計算して契約し、保険期間終了後に確定精算を行います。

合計保険料 (PL+リコール) 円

加重平均保険料率算出シート

加入依頼書のリスク区分コード欄には、主たる製品 (最も売上高の大きい) のリスク区分コードを記入してください。

※ご加入タイプの料率をご確認いただき算出ください

業種① リスク区分コード 業種② リスク区分コード 業種③ リスク区分コード

型	前年度売上高 (百万円)	料率	円 =	円 (ア)
協議会 PL	業種①	×	円 =	円 (ア)
	業種②	×	円 =	円 (イ)
	業種③	×	円 =	円 (ウ)
	その他 (構成比20%未満の業種) ※	×	円 =	円 (エ)
	売上高合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)合計		円
リコール費用	業種①	×	円 =	円 (ア)
	業種②	×	円 =	円 (イ)
	業種③	×	円 =	円 (ウ)
	その他 (構成比20%未満の業種) ※	×	円 =	円 (エ)
	売上高合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)合計		円

適用料率 (加重平均値)

$[(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)] \div 売上高合計$

円

(円未満を四捨五入して円単位とする。小数点不可)

円

(円未満を四捨五入して円単位とする。小数点不可)

※その他 (構成比20%未満の業種) の料率は、上記業種①~③の最も売上高の大きい業種に適用した料率を使用。

万一事故が発生した場合

(P L 保険制度)

損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知ったときには、知った日から60日以内に、当該事故または原因もしくは事由の具体的状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険事故発生のご連絡が遅れたり、損害が確定した日から30日以内に保険金請求書その他必要書類の提出がない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので十分にご注意ください。

(リコール費用担保特約)

回収決定の原因となるおそれのある事故の発生を知ったときには、遅滞なく、当該事故または原因もしくは事由の具体的状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。損害が確定した日から30日以内に保険金請求書その他必要書類の提出がない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので十分にご注意ください。

■ご連絡いただく主な事項■

・事故発生の日時・場所 ・事故の原因・状況 ・被害者の住所・氏名 ・受けた損害賠償請求の内容
 ・保険契約の内容(加入者名、加入者番号、加入タイプ等、後日送付される加入者証にてご確認ください) ・その他の必要事項
 (示談交渉サービスは行いません) この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(加入者)ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、お客様側で示談締結をなされた場合には、示談金の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

- 告知義務：ご加入の際には加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合は保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 通知義務：ご加入の後、加入者証に記載された事項を変更される場合及びこの加入契約と重複する保険契約を締結される場合は募集代理店または引受保険会社にご通知の上、直ちに手続きください。(重複する保険契約を締結された場合、加入を解除することがあります。) 手続きが遅れますと保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- 保険金の分担：この加入契約と重複する保険契約が他にある場合は保険金のお支払いが按分されますのでご注意ください。
- 保険料前払：保険料を前払する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。(損害サービスについては、原則として募集代理店所属保険会社が他の引受保険会社の引受割合分もあわせて代理・代行を行います。) 各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。なお、引受割合(7/1までに決定)につきましては団体窓口にご確認いただけます。保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- ①廃業、倒産、吸収合併の場合、②商工3団体の会員でなくなりかつ中途退会の申出があった場合、を除き中途退会ができませんので、ご注意ください。
- 中途退会する場合には、加入期間中の売上高・額収金に応じた保険料を計算し追加請求・返還を行います。
- 募集代理店は委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがって、募集代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- この保険は、商工3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)を保険契約者とし、商工3団体の傘下団体の会員を被保険者とする中小企業PL保険制度(中小企業製造物責任制度対策協議会生産物特約条項付帯 生産物賠償責任保険・生産物回収費用保険)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は商工3団体が有します。
- このパンフレットは、中小企業PL保険制度(中小企業製造物責任制度対策協議会生産物特約条項付帯 生産物賠償責任保険)の概要をご紹介します。詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件、ご加入手続、その他ご不明な点がございましたら、募集代理店または引受保険会社にご照会ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

引受保険会社 (2008年度)

本保険制度の引受保険会社は、以下の通りです (50音順)。

会社名	〒	会社名	〒	会社名	〒
あいおい損害保険	08	セコム損害保険	11	日本興亜損害保険	15
朝日火災海上保険	18	損害保険ジャパン	17	ニューインディア保険	77
エース損害保険	66	大同火災海上保険	22	富士火災海上保険	16
共栄火災海上保険	02	東京海上日動火災保険	09	三井住友海上火災保険	04
現代海上火災保険	96	日新火災海上保険	14		
スミセイ損害保険	52	ニッセイ同和損害保険	10		

※印の保険会社は「リコール費用担保特約」を扱っています。

〈ご連絡先〉

※事務管理代理店は会員所属団体が商工会議所の場合は街石塔サービス、商工会の場合は精ふるさとサービス、中小企業団体中央会傘下の協同組合等の場合は街エヌ・エス・エイサービスとなります。募集は下記代理店が行いますので、ご加入方法・商品内容等のご質問は下記募集代理店までお尋ねください。

■募集代理店■

■募集代理店所属保険会社■

■団体名等■